

# 平成23年度 第1回

## 伊達市地域公共交通活性化協議会次第

日時：平成23年7月27日（水）

午後1時30分～

場所：伊達市役所本庁舎・特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 委嘱状交付

### 3. 会長あいさつ

### 4. 協 議

協議事項1 平成22年度会計収支決算の承認について

協議事項2 霊山・月館デマンド型乗合タクシーの月館エリア延長について

協議事項3 路線バス「川俣掛田線」「月館経由川俣線」の再編について

### 5. その他

### 6. 閉会

## 伊達市地域公共交通活性化協議会委員名簿

No.	組織区分名	代表者職名	代表者	代理出席者	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び道路運送法施行規則の規定
1	伊達市	市長	仁志田 昇司		計画策定市町村・主催する市町村
2	ふくしま自治研修センター	総括支援アドバイザー兼教授	吉岡 正彦		学識経験者・学識経験を有する者
3	国土交通省東北運輸局福島運輸支局	首席運輸企画専門官	兼平 悟		その他必要と認めるもの・地方運輸局長
4	福島県東北地方振興局	県民環境部長	今野 昭彦		その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの
5	伊達警察署	交通課長	島 丈博		公安委員会・都道府県警察
6	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所	調査第二課長	種市 優		道路管理者・道路管理者
7	福島県保原土木事務所	所長	小川 辰壽		道路管理者・道路管理者
8	伊達市建設部	建設部長	長澤 健一		道路管理者・道路管理者
9	社団法人福島県バス協会	専務理事	千代谷 俊行		公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体
10	福島交通株式会社	福島支社次長	鈴木 昭平		公共交通事業者等・一般乗合旅客自動車運送事業者
11	東日本旅客鉄道株式会社	福島支店長	水間 弘		公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
12	阿武隈急行株式会社	代表取締役社長	佐藤 幸男	菅野 義男	公共交通事業者等・その他運営上必要と認めるもの
13	社団法人福島県タクシニー協会	東北支部長	宍戸 清治		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
14	有限会社丸和保原タクシニー	代表取締役	寺島 剛		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
15	有限会社梁川タクシニー	代表取締役	宍戸 清治		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
16	有限会社ふくしま中央交通	代表取締役	高橋 好雄		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
17	有限会社月舘タクシニー	代表取締役	菅野 午三	菅野 靖子	計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
18	新達交通株式会社	代表取締役	引地 達雄		計画事業実施見込者・一般乗用旅客自動車運送事業者
19	福島県北交通株式会社	自動車部長	石川 和雄		計画事業実施見込者・一般貸切旅客自動車運送事業者
20	保原町町内会長会連合会	会長	須永 英次		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
21	伊達市PTA連絡協議会	会長	川崎 理恵子		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
22	伊達市連合婦人会	会長	小野 洋子		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
23	伊達市連合婦人会	副会長	菅原 たか		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
24	伊達市連合婦人会	副会長	福地 アイ子		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
25	伊達市社会福祉協議会	会長	梅津 義昭		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
26	梁川・伊達まちなかタクシニー運行委員会	委員長	丹野 善一		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
27	梁川・伊達まちなかタクシニー運行委員会	副委員長	浅尾 浩一		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
28	霊山・月舘まちなかタクシニー運行委員会	委員長	直江 市治		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
29	私鉄総連福島交通労働組合	福島支部支部長	紺野 淳		地域公共交通の利用者・住民又は旅客
30	自交総連福島地方連合会	執行委員長	鎌田 誠吾		その他必要と認めるもの・一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
31	伊達市商工会	会長	渡邊 武		その他必要と認めるもの・一般乗用旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
32	保原町商工会	会長	佐藤 晃司		その他必要と認めるもの・その他運営上必要と認めるもの

協議事項1 平成22年度会計収支決算の承認について

平成22年度伊達市地域公共交通活性化協議会の会計収支決算を次のとおり報告し、承認を求める。

平成23年7月27日

伊達市地域公共交通活性化協議会  
会長 仁志田 昇 司

収入決算額 22,911,542  
支出決算額 22,361,062  
差引残額 550,480 (次年度繰越)

1. 収入

(単位：円)

款	項	目	予算額	収入済額	比較増減	備考
1 負担金	1 負担金	1 負担金	10,000,000	10,000,000	0	伊達市負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金	16,184,000	12,234,581	△3,949,419	再生総合事業費 (国庫補助金) H21霊山月館テマント 4,335,732円 H21梁川伊達テマント 7,898,849円
3 諸収入	1 雑入	1 雑入	1,000	1,653	653	預金利子
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	675,000	675,308	308	繰越金
合 計			26,860,000	22,911,542	△3,948,458	

2. 支出

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 運営費	1 会議費	1 会議費	250,000	114,016	△135,984	費用弁償等 会議費用
	2 事務費	1 事務費	100,000	12,465	△87,535	消耗品 通信費等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	26,300,000	22,234,581	△4,065,419	梁川伊達テマント 15,000,000円 伊達市負担金精算 7,234,581円
3 予備費	1 予備費	1 予備費	210,000	0	△210,000	
合 計			26,860,000	22,361,062	△4,498,938	


# 会計監査報告書

平成22年度伊達市地域公共交通活性化協議会会計収支決算について、平成23年7月13日に関係諸帳簿並びに証拠書類に基づき監査を行った結果、適正かつ正確であることを認めました。


平成23年7月27日

伊達市地域公共交通活性化協議会

監査員

須永英次  印

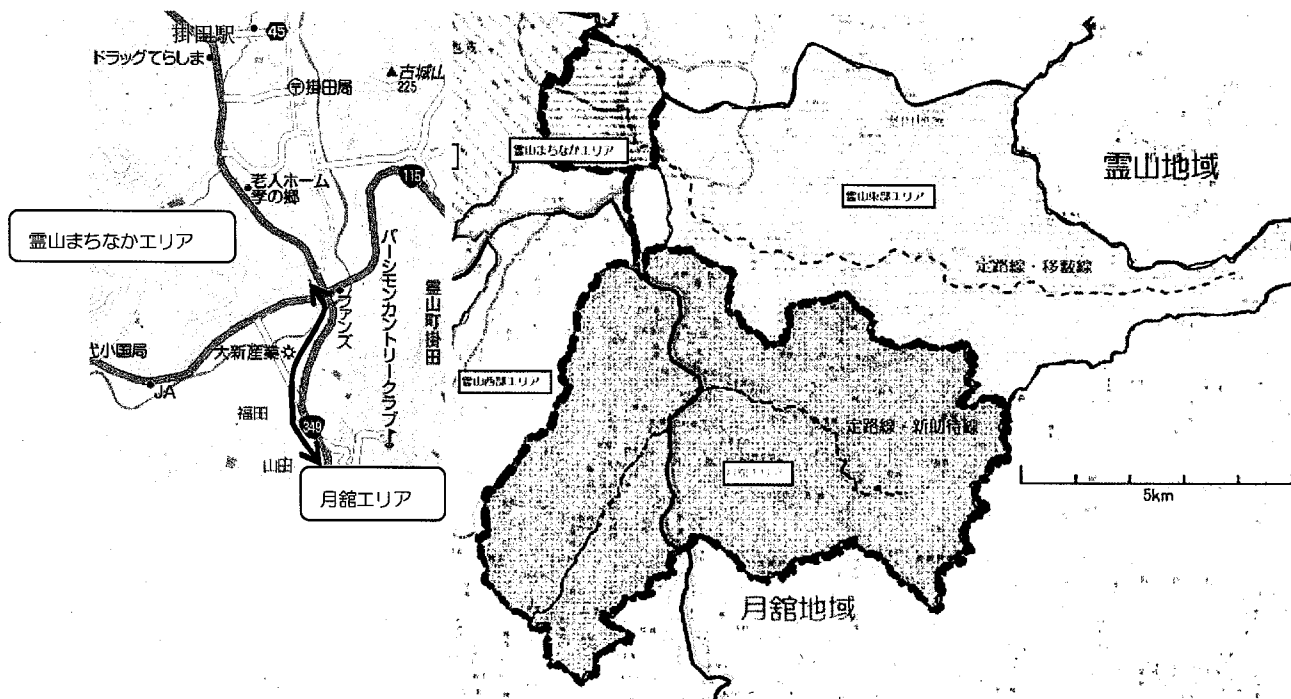
監査員

小野洋子  印

協議事項2 霊山・月館デマンド型乗合タクシーの月館エリア延長について

月館エリアを旧月館町から国道349号線上を通行し、霊山まちなかエリアまで延長する。料金500円とする。

※月館エリアから霊山東部/西部/北部エリアへ移動する場合は、霊山まちなかエリアで乗り継ぎをする。



新料金体系

	霊山まちなかエリア	霊山西部エリア	霊山北部エリア	霊山東部エリア	月館エリア
霊山	300円	500円	500円	500円	500円
まちなか エリア	まち→まち	まち→西部	まち→北部	まち→東部	まち→月館
霊山西部 エリア		500円 西部→西部	700円 西部→まち→北部	700円 西部→まち→東部	700円 西部→まち→月館
霊山北部 エリア			500円 北部→北部	700円 北部→まち→東部	700円 北部→まち→月館
霊山東部 エリア				500円 東部→東部	700円 東部→まち→月館
月館 エリア					500円 月館→月館

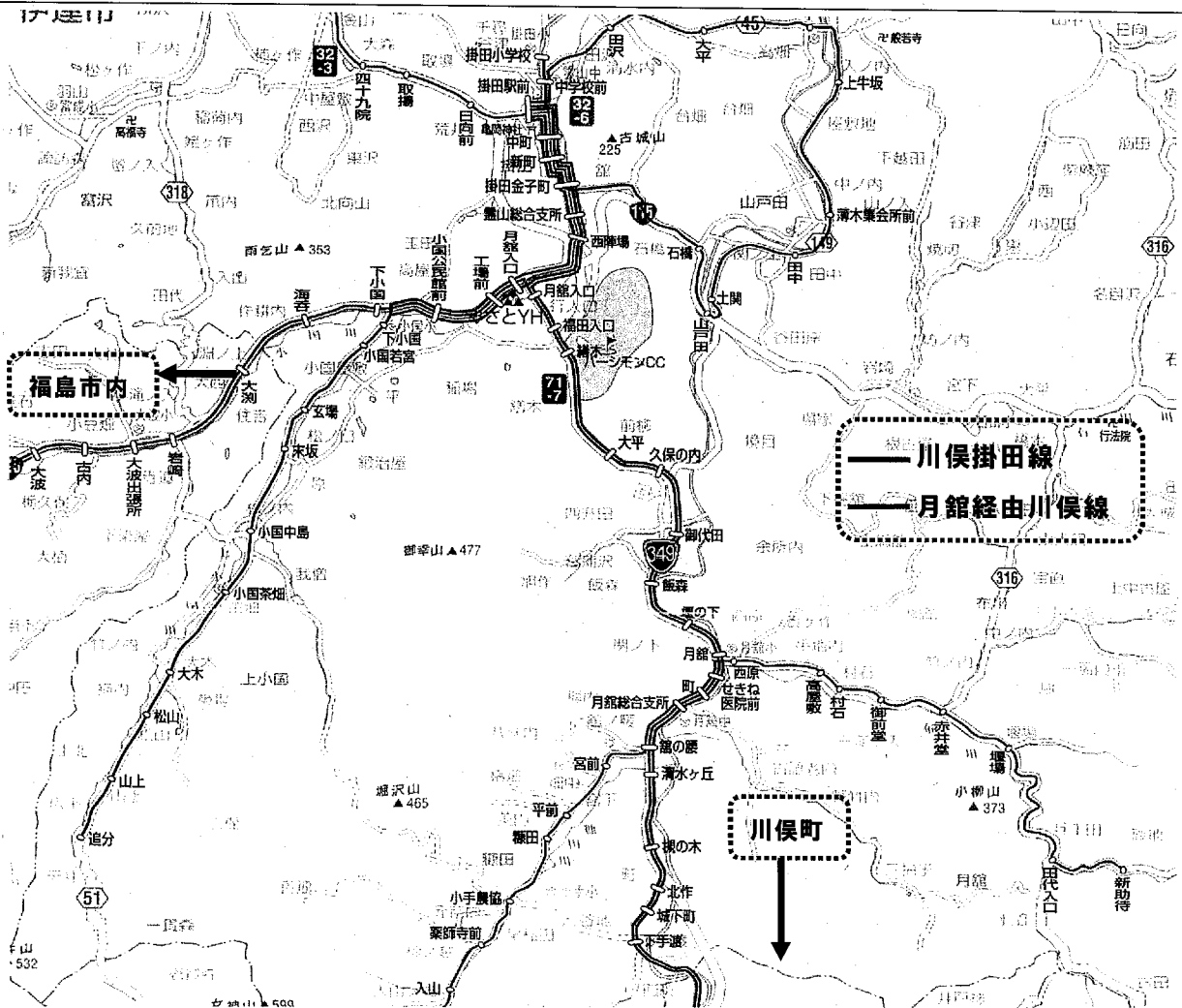
協議事項3 路線バス「川俣掛田線」「月館経由川俣線」の再編について

再編の考え方

利用実態に応じた運行の効率化(減便、運行時間の変更)を図る。

再編(案)

- ・「川俣掛田線」の利用者数の少ない便を減便する。
- ・「月館経由川俣線」の運行時間の変更を行い、2路線により1日の運行時間をカバーし、利便性を確保する。



		運行本数現況	再編(案)
川俣行	川俣掛田線	平日	7便
		土日祝日	3便
	月館経由川俣線	平日	3便
		土日祝日	3便
福島・掛田行	川俣掛田線	平日	7便
		土日祝日	3便
	月館経由川俣線	平日	3便
		土日祝日	3便

路線に関するデータ

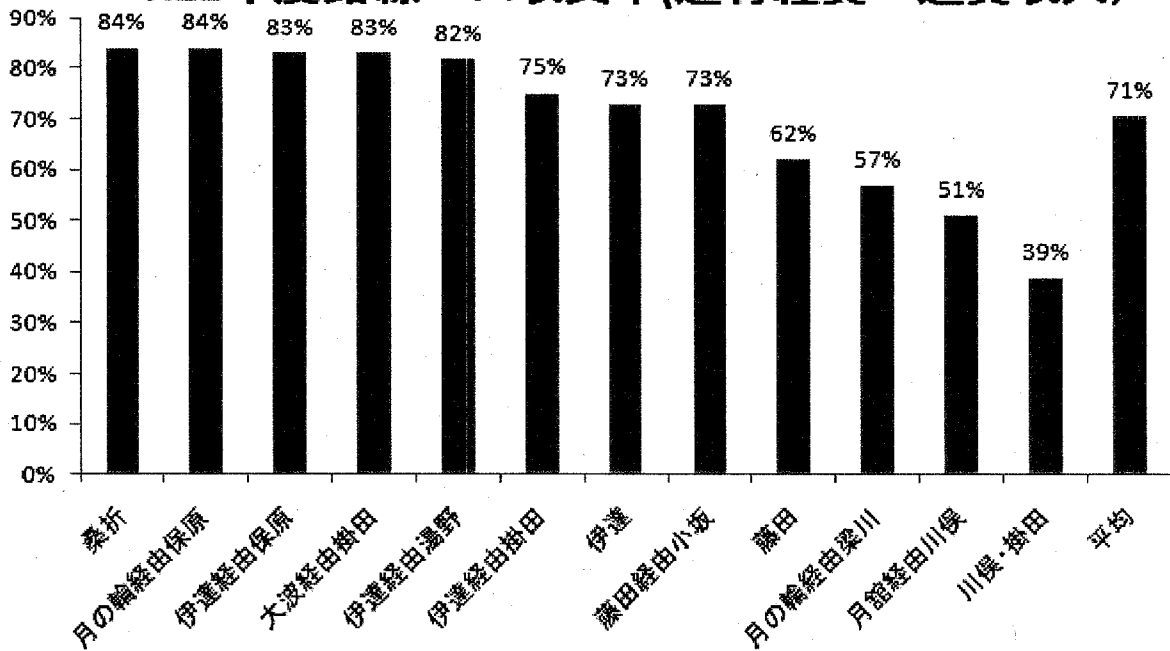
川俣掛田 線	利用者数	収支率	運行経費	補助金額(円)		
	(人)	(%)	(円)	伊達市	川俣町	
H22年度	36,285	38.7	19,525,750	3,281,916	5,415,849	
H21年度	41,354	47.2	19,921,822	2,558,941	4,002,297	

○伊達市霊山町掛田駅から国道349号を通過し、川俣町京田を結ぶ17.9キロの路線。平日7往復、土日祝日3往復。

月舘経由 川俣線	利用者数	収支率	運行経費	補助金額(円)		
	(人)	(%)	(円)	伊達市	川俣町	福島市
H22年度	31,775	51.3	18,571,598	3,403,430	3,200,038	2,436,187
H21年度	33,601	56.3	19,043,100	3,128,528	2,937,409	2,243,566

○川俣町京田から、国道115号線伊達市月舘町を經由し福島市東口を結ぶ32.6キロの路線。平日3往復、土日祝日3往復。

H22年度路線バス収支率(運行経費÷運賃収入)



## 伊達市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、伊達市保原町字舟橋180番地に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定及び連携計画の変更に関すること。
- (2) 連携計画の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

(協議会の委員)

第4条 協議会は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

(会長)

第6条 会長は、伊達市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から指名する。

(副会長)

第7条 副会長は、会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代理する。

(監査員)

第8条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

- 2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。



(事務局)

第9条 協議会は、協議会の運営に関する事務を処理するため、伊達市総務企画部企画調整課（以下「企画調整課」という。）内に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長を置き、企画調整課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、企画調整課職員をもって充てる。

(協議会の会議の運営等)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 7 会議は公開で行うとともに、協議会に関する情報は、伊達市のホームページ等を利用して公表する。

(作業部会)

第10条の2 協議会は、各種事業の実施及び諸条件の調整のために作業部会をおく。

- 2 作業部会は別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 作業部会は、事務局長が必要に応じて招集する。
- 4 作業部会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

- 2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(費用弁償)

第13条 委員は、会議に出席したときは日額 2,600 円の費用弁償を受けることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(苦情窓口)

第15条 地域公共交通に関する相談、苦情その他に対応するため、連絡・通報窓口を企画調整課内に置く。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成20年3月18日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。
- 3 平成19年度の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、平成20年3月18日から始まる。

#### 附 則

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

#### 別表1 (第4条関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 道路管理者
- (4) 地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 福島県公安委員会が指名するもの
- (6) 地域公共交通の利用者
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省東北地方運輸局福島運輸支局長が指名するもの
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (10) 伊達市が必要と認める者

#### 別表2 (第10条の2関係)

- (1) 伊達市
- (2) 公共交通事業者等
- (3) 地域公共交通の利用者
- (4) 協議会が必要と認める者

## 伊達市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約第12条第3項の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、伊達市の負担金、他の団体等の補助金及びその他の収入をもって収入とし、協議会の事務及び事業に要するすべての経費をもって支出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

(予算科目)

第3条 予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

(予算の流用等)

第4条 会長は支出予算のうち、款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、事務局員に出納員を命じ、会計事務を委任することができる。

2 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他必要な事務の手続について適性に処理しなければならない。

(予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、出納員が行う。

2 出納員は、次の簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監

査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

#### 別表1 (第3条関係)

##### (1) 収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 支出金	1 補助金	1 補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

##### (2) 支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 伊達市地域公共交通活性化協議会公印規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、伊達市地域公共交通活性化協議会規約第16条の規定に基づき、伊達市地域公共交通活性化協議会の公印の種類、管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな型、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

### (公印の管理方法)

第3条 公印は厳正に取り扱い、使用しないときは堅固な容器に納め、施錠の上、事務局長が管理する。

### (公印の使用)

第4条 公印を使用するときは、事務局長の許可を得て使用しなければならない。

### (公印の新調又は廃止)

第5条 公印を新調又は廃止するときは、事務局長は会長の許可を得なければならない。

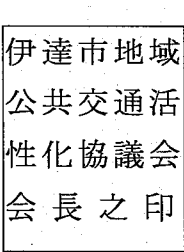
### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年3月18日から施行する。

### 別表（第3条関係）

名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
伊達市地域公共交通活性化協議会会長之印		てん書	方21	会長名をもって発する文書	1	事務局長